

2026年8月5日

令和8年熊本地震により被災されたみなさまへ

このたび令和8年熊本地震によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当社では令和8年熊本地震により被災されたみなさまに、以下のとおりご契約に対する特別取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込みについて、お申し出により、払込猶予期間を最長6ヵ月間延長いたします。

2. お支払手続き事務の一部省略

保険金・給付金などのお支払いについて正規のお手続き書類が整わない場合でも、公の証明書(自治体、警察等が発行した証明書等)のご提出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易にお取扱いをいたします。

3. 入院治療を受けられなかった場合の特別取扱い

当社は、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金等をお支払いすることになっています。令和8年熊本地震では、本来、入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることをふまえ、入院給付金等のお支払いについて特別の取扱いを実施いたします。

(1) ご入院をただちにできなかった場合について

入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情によりただちにご入院することができず一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合について

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由によりご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) 病院にご入院できなかった場合について

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院できず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

4. 地震に係る免責事由の不適用

約款上の免責事由(地震、噴火または津波)に該当した場合、保険金額・給付金額等を削減して支払う、または支払わないと規定されていますが、今回はこれを適用せず全額お支払いいたします。

災害救助法適用地域および最新の詳細状況につきましては、内閣府ホームページの「災害救助法の適用状況」をご参照ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター

Tel : 0120-503-928

月曜～金曜 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）